

ため炭化の省エネルギー化を実現します。

②製造された炭化物の燃料または肥料利用が可能

製造された炭化物は投入汚泥と同等の固形分発熱量を有し、JIS^{※2}を満足する固形燃料として利用が可能です。菌体りん酸肥料の基準値も満足し、肥料としての利用が可能^{※3}です。

本技術の適用条件

対象汚泥	嫌気性消化汚泥
投入汚泥濃度	含水率70～90%
施設規模	投入汚泥量 5 t-wet/ 日以上

・ 75 t-wet/日以下：反応器は原則 1 系列

・ 75 t-wet/日超：反応器は原則複数系列

適用条件外の原料を受け入れる場合は、試験機による試験を実施し、想定される炭化物性状の確認を行うこと。



実証設備の外観（施設規模：脱水汚泥処理能力 5 t-wet/日）

- ※ 1 JS が共同研究等により開発に関与した技術のうち、開発が完了、または実用化に一定の目途が立った技術について、共同研究者からの申請に基づき、JS の受託建設事業における適用性について審査、選定すること
- ※ 2 JIS Z7312「下水汚泥固形燃料」
- ※ 3 炭化物の重金属濃度は、令和 5 年 4 月 20 日付け国土交通省事務連絡「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた検討について」に示された方法により概算可能